

令和5年6月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和5年6月22日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（19名）

1番	玉 造 一 雄	2番	安 藤 和 利
3番	山 中 悦 朗	5番	宮 本 清 美
6番	坂 本 正 行	7番	鈴 木 茂
8番	池 田 勇	9番	境 政 一
10番	大 塚 徹	11番	石 津 昭 彦
12番	原 範 子	13番	池 田 治 和
14番	田 内 一 郎	15番	溝 口 竜 生
16番	間 山 房 枝	17番	立 花 紀 貴
18番	高 橋 克 美	19番	國府田 代治郎
20番	吉 川 弘		

欠席委員（0名）

事務局職員（4名）

事務局長	笹 本 厚 史	局長補佐	菅 野 裕 之
主 幹	大 川 泰 裕	主 事	山 本 宗 宏

議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地の権利移動届出の受理について

報告第4号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理
について

報告第5号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理
について

第4 決議案第2号 「全国農業新聞」普及促進に関する申し合わせ決議について

会 議 の 概 要

<開会：午後3時33分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は19名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年6月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に13番池田治和委員、15番溝口竜生委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議 長 次に、日程第2、議案第1号ないし議案第3号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしく願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号、農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第4条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。議案第1号、農地法第4条の許可を受けようとする申請人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅の建築に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。先日、現地確認を行ないました。申請地周辺は住宅街化しており、担当委員としては問題ないと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-1、農地法第5条の規定によ
る許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案
第2号-1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記
載のとおりでございます。転用目的は自己住宅の建築ということで、売買
による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。14番田内一郎委員。

14番 はい、14番田内です。6月7日に申請代理人より連絡を頂きまして、
現地を確認してまいりました。申請地周辺は、住宅が建ち並んでいる地域
でございます。自己住宅の建築ということで、担当委員としては問題ない
かと思えます。委員の皆様の更なるご審議よろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅の建築ということで、贈与による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。申請代理人より連絡があり現地確認をしました。親子間での贈与により自己住宅を建てるということで、担当委員としては問題ないかと思いますが、皆様の更なる審議をお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅の建築ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。16番間山房枝委員。

16番 はい、16番間山です。6月8日に申請代理人より連絡があり、農地法第5条の申請で自己住宅の建築ということでありました。現地を確認してまいりましたが、周辺は住宅地になっており、担当委員としては問題ないかと判断します。皆様の更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-4、農地法第5条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-4、農地法第5条の規定による
許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案
第2号-4の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記
載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電設備の設置ということで、
売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。15番溝口竜生委員。

15番 はい、15番溝口です。土地所有者より連絡を受けて現地を確認してま
いりました。当該案件については、令和4年12月神栖市定例総会におい
て太陽光発電設備を設置するため、農業振興地域整備計画の変更に関する
意見が求められていたものですが、その後農用地から除外となり、今回申
請にいたったもので、詳細については事務局の説明のとおりです。担当地
区委員としては許可相当と思われませんが、皆様の更なる審議のほどよろし
くお願いします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-5、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-5、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-5の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、砂利採取による一時転用ということで、賃貸借権の設定に伴う申請であり、一時転用の期間は、許可の日から12ヶ月以内となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。先日、現地の確認をしてまいりました。申請地は、すでに砂利採取を行なっている土地がありますが、その隣の土地でも新たに砂利採取をすることです。申請地周辺の状況から問題ないかと思いますが、皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第3号、現況確認証明願（非農地証明）についてを議題といたします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第3号、現況確認証明願の調査結果を報告いたします。現地調査は6月22日木曜日、調査委員は玉造会長代理、山中農地副部会長、担当地区委員の境委員、別件担当の石津委員、事務局2名と私の7名で行いました。番号1溝口地内の農地の状況は、耕作可能な状態であり農地と判定いたしました。次に、番号2溝口地内の農地の状況は、耕作可能な状態であり農地と判定いたしました。以上であります。委員の更なる審議をお願いいたします。

議 長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に日程第3、報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号1ないし番号3の調査にあたっては、6月8日木曜日、調査委員は吉川会長、山中農地副部会長、鈴木委員、事務局2名と私の6名で行いました。また、担当地区委員の溝口委員は、当日都合が悪いということで鈴木委員に代わりに確認をして頂いております。なお、法務局照会の番号4の調査につきましては、先程の議案第3号と同様に行ないました。最初に、法務局照会番号1太田地内の3筆の農地の状況は、雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号2波崎地内4筆の農地の状況は、竹木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号3波崎地内の農地の状況は、採石が敷かれ駐車場として使用されており非農地と判定いたしました。次に、番号4下幡木地内の農地の状況は、雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。現地調査の報告は以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地の権利移動届出の受理について、報告第4号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第5号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理についてを一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。報告第2号、農地法第3条の3の規定によ

る届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに、報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年5月31日に届出があった為受理しております。次に、報告第2号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年5月15日に届出があった為受理しております。続きまして、報告第3号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地の権利移動届出の受理について事務局よりご報告いたします。報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出者である譲受人及び譲渡人、土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。当該届出は農地中間管理機構の特例事業における売買による所有権移転に伴う権利移動ということで、令和5年5月25日に届出があった為受理しております。続きまして、報告第4号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第4号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等につきましては議案書のとおりでございます。また、転用の目的は共同住宅ということで、令和5年5月9日に届出があった為受理しております。次に報告第4号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等につきましては議案書のとおりでございます。また、転用の目的は長屋住宅ということで、令和5年6月5日に届出があった為受理しております。続きまして、報告第5号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第5号、番号1についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅であり、売買による所有権移転ということで、令和5年5月16日に届出があり受理しております。次に報告第5号、番号2についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は長屋住宅であり、売買による所有権移転ということで、令和5年5月23日に届出があり受理しております。次に報告第5号、番号3についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場であり、売買による所有権移転ということで、令和5年6月5日に届出があり受理しております。事務局からは以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので次に、日程第4、決議案第2号、「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議について付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。決議案第2号「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議について事務局よりご説明いたします。決議案第2号につきましては、令和5年5月19日付、5茨農会議発第109号において一般社団法人茨城県農業会議会長から依頼があり、その内容といたしましては、各市町村の農業委員会関係者が一丸となって「全国農業新聞」を活用した情報提供に取り組むとともに普及推進を図るため、「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせの決議を採択してほしい旨の依頼がございました。主に、全国農業新聞のベースアップ運動の推進ということで前年12月の購読部数より最低10部以上の増部が目標となっており、今総会において、お諮りするものでございます。事務局からは以上でございます。

議長 続いて、間山農政副部長より、決議文を読み上げていただきます。
間山農政副部長。

農政副部長 はい、農政副部長の間山です。決議案第2号「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議について朗読させていただきます。

農業委員会の最重点事項として位置づけられている「農地利用の最適化」の推進にあたっては、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠であることから、農業委員会組織が行う「農地利用の最適化を強化するための全国農業新聞普及推進3カ年運動」に呼応し、農業委員会関係者が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むため、本総会において下記の3点の取り組みを強力に進めることを申し合わせ決議する。

1. 農業者や農村現場への農政情報の普及・浸透と、地域の情報発信を行うため、全国農業新聞を活用した情報提供を行う
2. 農業委員・農地利用最適化推進委員1人当たり毎年1部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行う
3. 令和5年11月末までに購読部数85部の達成を目指す
令和5年6月22日神栖市農業委員会、以上です。

議長 ただいま農政副部長が読み上げたとおり、決議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、決議することと決定いたします。
暫時休憩します。

<休憩：午後3時58分>

<再開：午後3時59分>

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和5年6月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後4時00分>

神栖市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

議 長（会長）

議事録署名人

議事録署名人